

会 報

2013 年 8 月

京築消防設備



旧蔵内家住宅(県指定建造物・国登録文化財) ※平成 25 年 4 月 18 日(木)より一般公開されています

日本の近代産業を支えた炭鉱。炭鉱主住宅は麻生本家、旧伊藤傳右衛門邸（飯塚市）、貝島嘉蔵邸（現福岡市）、旧貝島六太郎邸（宮若市）、旧安川敬一郎・松本健次郎邸（北九州市）、旧堀三太郎邸（直方市）、旧高取伊好邸（唐津市）などが現存している。旧蔵内家住宅は大正 8 年には全国 6 位の産出高までなった蔵内次郎作、保房、次郎兵衛三代の住宅で、出身地の築上町上深野に建てられた。炭鉱主住宅としては古い明治 30 年代の建築で、大正時代に大増築されて、今も当時の状態をよく残しており、近代和風建築として規模や内容とも極めて優れている。

主な内容

- * 平成 25 年度通常総会
- * 事務局長の委嘱
- * 消防法令改正（屋内消火栓設備）
- * 視察研修（宿泊）
- * 消防設備士講習

顧問	監事	監事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	常任理事	副会長	副会長	役員名簿
谷中	高濱	林田	米田	木下	朝来	六田	村口	上城	相良	松垣	中井	小田	岩崎	
義信	直規	竜一	之介	裕司	律則	一美	立己	直之	榮一	憲生	和行	伸幸	真砂巳	

平成 25 年度第 21 回通常総会

平成 25 年度の通常総会が去る 7 月 5 日(金)に行橋市の「京都ホテル」において、開催されました。小田副会長の開会のことばに始まり、岩崎会長の挨拶の後、功労表彰が行われました。協会の発展、育成に功労があった者として、理事の六田一美様が表彰され、岩崎会長より賞状と記念品が贈られました。

その後、谷中消防長の祝辞並びに(一財)福岡県消防設備安全協会長 和田健義様、京築危険物安全協会長 井上英美様からの祝電披露の後、議長選出に移りました。議長に樋田電機店の樋田功様を選出し、審議に移りました。



まず、第 1 号, 第 2 号議案の平成 25 年度事業報告及び収支決算報告が事務局からなされた後、監事の山口様から監査報告があり、採決の後、原案通り承認可決されました。

つづいて、第 3 号議案の役員選任について事務局から説明の後、山本電機商会 山本様からでんき館むらぐち 村口様、(株)野中建設 野中様から朝来工務店 朝来様に理事の変更、その他の理事、会長、副会長及び常任理事においては再任が承認された旨の報告がなされました。また、親和電気設備の山口様が退任されることに伴い、(株)林田電気工業 林田様が選任され、承認可決されました。

なお、山本電機商会 山本様におかれましては、今年の 2 月ご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

次に、第 4 号, 第 5 号議案の平成 25 年度事業計画案及び予算案について事務局から説明後、原案通り承認可決され、常任理事 松垣様の閉会のことばで総会は無事終了となりました。

総会后、同ホテルにおいて情報交換会が開催され、副会長 小田様の乾杯の挨拶に始まり、会員相互の親睦が図られ盛会裏のうちに時間が過ぎ、信和電気設備 山口様の閉会のことばで終了しました。



事務局長委嘱について

事務局長の委嘱(会則第 15 条第 3 項)

	氏名	協会の役職	現役職
旧	加生 順一	事務局長	次長
新	松井 敏己	事務局長	予防課長

消防関係法令の改正

【改正概要】

消防法施行令の一部を改正する政令等において、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直しを行うほか、屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しや防火対象物の用途区分の見直しを行うものである。また、上記の品目の見直しに伴い、各品目の技術上の規格を定める省令等を改正又は制定するものである。

【改正理由】

公益法人事業仕分け（平成22年5月）において、検定事業の見直し等の判定がなされたことを踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」での検討結果を受けて、消防法の一部を改正し、法改正に伴う政省令の改正については、平成24年10月19日に公布したところである。

今回の政令改正においては、公益法人事業仕分けにおいて、「自主検査を導入すべき」との指摘を受けたことを踏まえて、消防法改正に直接関連しない、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目について見直しを行うものである。

また、「初期消火器具等のユニバーサルデザイン化に関する調査研究会」や「予防行政のあり方に関する検討会」において、屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しや防火対象物の用途区分の見直しについて提言がなされたことから消防法施行令等について所要の改正をするものである。

さらに、上記の品目の見直しに伴い、試験方法の明確化等を図る必要があることから、各品目の技術上の規格を定める省令等について、所要の改正又は新規制定を行うものである。



【内容】

工場や倉庫等以外の防火対象物における新しい屋内消火栓設備の技術上の基準を以下の基準等としたこと。（令第11条関係）

- (1) 防火対象物のどの場所からも水平距離が2.5メートル以下
- (2) ホースの長さについては、(1)の範囲内に有効に放水できる長さ
- (3) ホースの構造については、一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するもの
- (4) 水源について、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数に1.6立方メートルを乗じて得た量以上の水量
- (5) 放水圧力が0.17メガパスカル以上で、放水量が80リットル毎分以上

【施行期日】

平成25年10月1日

視察研修について
※25年度も宿泊研修を実施します

研修は1泊2日の宿泊研修です
【研修月日】 平成25年10月3日(木), 4日(金)
【研修場所】 詳しい内容は現在調整中です。

消防設備士設備士
講習・試験日程

消防法第17条の10の規定に基づき、下記の日程で消防設備士の講習が実施されます。
【講習対象者】

- (1) 平成23年度に消防設備士免状の交付を受けた方
- (2) 平成20年度に講習を受けた方
- (3) 諸事情により受講していない方

講習日程	講習区分(免状の種類)	講習会場
10月16日(水)	消火設備(甲乙1類,2類,3類)	飯塚地区消防本部
10月17日(木)	避難設備・消火器(甲乙5類,乙6類)	
10月18日(金)	警報設備(甲乙4類,乙7類)	
10月29日(火)	消火設備(甲乙1類,2類,3類)	久留米地域職業訓練センター 一大ホール(3階)
10月30日(水)	警報設備(甲乙4類,乙7類)	
10月31日(木)	避難設備・消火器(甲乙5類,乙6類)	
11月12日(火)	消火設備(甲乙1類,2類,3類)	北九州市立男女共同参画センター(ムーブ)大セミナー ーム(5階)
11月13日(水)	消火設備(甲乙1類,2類,3類)	
11月15日(金)	警報設備(甲乙4類,乙7類)	
11月19日(火)	警報設備(甲乙4類,乙7類)	
11月20日(水)	避難設備・消火器(甲乙5類,乙6類)	
11月21日(金)	避難設備・消火器(甲乙5類,乙6類)	
11月27日(水)	消火設備(甲乙1類,2類,3類)	福岡市民防災センター講習室(3階)
11月28日(木)	消火設備(甲乙1類,2類,3類)	
11月29日(金)	消火設備(甲乙1類,2類,3類)	
12月3日(火)	警報設備(甲乙4類,乙7類)	
12月4日(水)	警報設備(甲乙4類,乙7類)	
12月10日(火)	警報設備(甲乙4類,乙7類)	
12月11日(水)	警報設備(甲乙4類,乙7類)	
12月12日(木)	特殊消防用設備等(甲特類)	
12月12日(木)	避難設備・消火器(甲乙5類,乙6類)	
12月13日(金)	避難設備・消火器(甲乙5類,乙6類)	

【受付期間】
 平成25年8月26日(月)～9月27日(金)

【受講申請書】
 受講申請書は、必要な方は消防本部までお願いします。